

流山市安心安全なまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、安心安全なまちづくりを推進するための基本理念を定め、並びに市、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の責務を明らかにするとともに、安心安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安心安全なまちづくり 犯罪の機会を減少させるための環境の整備並びに市民等、自治会等、事業者及び関係機関による犯罪の防止のための自主的な活動をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (3) 自治会等 自治会その他の市内において地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関 市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する行政機関その他市内において主として防犯活動を行う公共的団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 安心安全なまちづくりは、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性が認識されることを旨として、行われなければならない。

2 安心安全なまちづくりは、その構成要素である犯罪の機会を減少させるための環境の整備と市民等、自治会等、事業所及び関係機関による犯罪の防止のための自主的な活動とが一体的かつ有機的に実施されるべきことを旨として、行われなければならない。

3 安心安全なまちづくりは、基本的人権を不当に侵害しないよう配慮されるべきことを旨として、行われなければならない。

い。

- 4 安心安全なまちづくりは、市、市民等、自治会等、事業者及び関係機関がそれぞれの役割の適切な分担の下に協働すべきことを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、安心安全なまちづくりに関する総合的な施策を定め、及び実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の規定により施策を定め、及び実施するに当たっては、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

- 3 市は、市民等、自治会等、事業者及び関係機関が行う犯罪の防止のための自主的な活動を尊重するとともに、必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 4 市は、安心安全なまちづくりを推進するため、常に国及び県その他の公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、安心安全なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民等は、安心安全なまちづくりについての理解を深め、自ら犯罪の被害者とならないよう努めるものとする。

- 3 市民等は、地域における犯罪を誘発する機会を減少させるよう、努めるものとする。

- 4 市民等は、市が実施する安心安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の責務)

第6条 自治会等は、基本理念に基づき、安心安全なまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 自治会等は、市が実施する安心安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、第3条

に定める基本理念に基づき、地域社会の一員として安心安全なまちづくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、安心安全なまちづくりについての理解を深め、犯罪の防止に配慮した事業所、店舗等を整備することその他の安心安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する安心安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地等の所有者等の責務)

第8条 市内に存する土地又は建物(以下「土地等」という。)を所有し、占有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、犯罪を誘発する機会を減少させるため、その土地等について適切な管理に努めなければならない。

2 土地等の所有者等は、市が実施する安心安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(公共施設等の整備等)

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、道路、公園その他の公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪を誘発する機会を減少させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の提供)

第10条 市は、安心安全なまちづくりに関し、必要な情報を市民等、自治会等、事業者及び関係機関に提供するものとする。

(支援及び育成)

第11条 市は、安心安全なまちづくりの推進を図るため市民等、自治会等、事業者及び土地等の所有者等の自主的な活動及び組織づくりに対し支援を行うものとする。

2 市は、次条の規定により指定された推進地区における安心安全なまちづくりの取組に対し積極的に支援を行うものとする。

3 市は、安心安全なまちづくりを支える人材の育成に努めなければならない。

(推進地区の指定)

第 1 2 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、安心安全なまちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）を指定することができる。

2 市長は、推進地区を指定しようとするときは、当該推進地区の区域を管轄する警察署の長と協議するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、推進地区の指定を変更し、又は解除することができる。

4 第 2 項の規定は、前項の規定による推進地区の指定の変更又は解除について、準用する。

(指導及び勧告)

第 1 3 条 市長は、土地等が長期間の放置により防犯上、是正が必要な状態にあると認めるときは、当該土地等の所有者等に適切な管理を行うよう指導し、又は勧告することができる。

(協議会の設置)

第 1 4 条 市は、安心安全なまちづくりに関する基本的事項について協議するため、流山市安心安全なまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市民等、自治会等、事業者及び関係機関の代表者 1 2 人以内の委員をもって組織し、市長がその委員を委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前 3 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。